

議案第三号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月五日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第八号中「及び低病原性鳥インフルエンザ」を「低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会が定める家畜の伝染性疾病」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成三十年十二月二十五日から適用する。

議案第四号

千葉県県税条例等の一部を改正する条例の制定について

千葉県県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月五日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県県税条例等の一部を改正する条例

(千葉県県税条例の一部改正)

第一条 千葉県県税条例(平成十九年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の二中「及び」を「を行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第十一条第一項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの」新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの」新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条中第二項及び第三項を削り、同条第四項第二号中「第十二条の三第三項第二号」を「第十二条の三第二項第二号」に、「同条第五項第二号」を「同項第二号」に、「平成二十一年天然ガス車基準」を「同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)」に、「同号」を「同項第二号」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法附則第十二条の三第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

附則第十一条第四項第四号中「エネルギー消費効率」を「法附則第十二条の三第二項第四号に規定するエネルギー消費効率(次項において「エネルギー消費効率」という。))が同号に規定する」に改め、「平成三十二年基準エネルギー消費効率」の下に「(次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。))」を加え、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同号」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「同号に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。))」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。))」を加え、「第十二条の三第五項第五号」を「第十二条の三第二項第五号」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべき

ものとして定められた排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるもの」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「及び第四項」及び「第三項及び」を削り、同項を同条第四項とする。

附則別表第一及び附則別表第二中「第五項」を「第三項」に改める。

附則別表第三中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第四項」に改める。

第二条 千葉県県税条例の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第一号ハ中「によって」を「により」に改め、同号ハの表中「百分の一・九」を「百分の〇・四」に、「百分の二・七」を「百分の〇・七」に、「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「百分の五」を「百分の三・五」に、「百分の七・三」を「百分の五・三」に、「百分の九・六」を「百分の七」に改め、同条第二項中「百分の一・三」を「百分の一」に改め、同条第三項第一号ハ中「百分の三・六」を「百分の一」に改め、同項第二号中「百分の六・六」を「百分の四・九」に改め、同項第三号中「百分の九・六」を「百分の七」に改める。

第七十五条第一項の表第一号自家用の目中「二万九千五百円」を「二万五千元」に、「三万四千五百円」を「三万五百円」に、「三万九千五百円」を「三万六千元」に、「四万五千元」を「四万三千五百円」に、「五万円」を「五万円」に、「五万八千元」を「五万七千元」に、「六万六千五百円」を「六万五千五百円」に、「七万六千五百円」を「七万五千五百円」に、「八万八千元」を「八万七千元」に、「十一万円」を「十一万円」に改め、同条第二項中「前項の表に掲げる自動車のうち」及び「同項の規定にかかわらず」を削り、同項の表第六号中「二万三千六百円」を「二万円」に、「二万七千六百円」を「二万四千四百円」に、「三万千六百円」を「二万八千八百円」に、「三万六千元」を「三万四千八百円」に、「四万八百元」を「四万円」に、「四万六千四百円」を「四万五千六百円」に、「五万三千二百円」を「五万二千四百円」に、「六万二千二百円」を「六万四百円」に、「七万四百円」を「六万九千六百円」に、「八万八千八百円」を「八万八千元」に改める。

附則第三条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の減免に関する知事の権限の委任）

第三条の二 第五条第一項に規定する知事の権限のうち、法附則第二十九条の十第一項に規定する権限は、第五条第一項の規定にかかわらず、自動車税事務所の長に委任する。

附則第六条中「百分の六・六」を「百分の四・九」に、「百分の七・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第十条の六に次の一項を加える。

2 自家用の乗用車に対する第七十四条の三第二号及び第三号の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和二年九月三十日までの間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第十一条第一項中「並びに」を「、自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、「被けん引自動車」の下に「並びに第七十五条第二項の表の第六号に掲げる自動車（以下この条及び次条において「キャンピング車」という。）」を加え、同項第一号中「ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十八年三月三十一日」を「ガソリン自動車（法第四百九条第一項第四号に規定するガソリン自動車をいう。以下この条において同じ。）」又は石油ガス自動車（同項第五号に規定する石油ガス自動車をいう。以下この条において同じ。）」で平成二十年三月三十一日」に、「第十二条の三第一項第一号」を「第十二条の二の十三第一項」に改め、「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第二号中「第四百九条第一項第五号」を「第四百九条第一項第六号」に改め、「いう」の下に「。次項第六号において同じ」を加え、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる自動車については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合は令和三年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車に対する自動車税の種別割の税率は、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則別表第一の自動車の欄（同項に規定する特種用途自動車にあつては、附則別表第二の自動車の欄）に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれこれらの表の最大軽減税率（年額）の欄に定める額とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準で同号の総務省令で定めるものに適合するもの又は同号に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので同項第二号の総務省令で定めるもの

三 法附則第十二条の三第二項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第二項第四号に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第二項第四号に規定する平成三十二年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので同号の総務省令で定めるもの

五 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第二項第五号に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成三十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上のもので同条第二項第五号の総務省令で定めるもの

六 軽油自動車のうち、法附則第十二条の三第二項第六号に規定する平成三十年軽油軽中量車基準又は同号に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準に適合する乗用車

3 次の各号に掲げる自動車については、当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（自家用の乗用車及びキャンピング車にあっては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間

に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和三年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車に対する自動車税の種別割の税率は、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則別表第一の自動車の欄（同項に規定する特種用途自動車にあつては、附則別表第二の自動車の欄）に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれこれらの表の中間軽課税率（年額）の欄に定める額とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法附則第十二条の三第三項第一号の総務省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上のもので法附則第十二条の三第三項第二号の総務省令で定めるもの

附則第十一条の次に次の一条を加える。

第十一条の二 法附則第十二条の四第一項に規定する特定日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車又はキャンピング車であつて千葉県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年千葉県条例第三十四号）第一条の規定による改正前の千葉県県税条例（以下この項において「平成二十八年改正前の千葉県県税条例」という。）第七十三条の規定により平成二十八年改正前の千葉県県税条例に規定する自動車税を課されたもの並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第四百五十五条第一項又は第三項の規定及び平成二十八年改正前の地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた家用の乗用車又はキャンピング車であつて平成二十八年改正前の地方税法第四百六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する

自動車税を課されなかったもの並びに平成二十八年改正前の千葉県条例の規定により平成二十八年改正前の千葉県条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第百四十六条第二項に規定する運行に相当するものとして法附則第十二条の四第一項の総務省令で定めるものの用に供されたことがある家用の乗用車又はキャンピング車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第七十五条第一項又は第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれ当該下欄に定める額とする。

自動車		税率（年額）
一 家用 の乗用車	総排気量が一リットル以下のもの	二万九千五百円
	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	三万四千五百円
	総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの	三万九千五百円
	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	四万五千元
	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	五万千元
	総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの	五万八千元
	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	六万六千五百円
	総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの	七万六千五百円
	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	八万八千元
	総排気量が六リットルを超えるもの	十一万千元
二 キャン ピング車	総排気量が一リットル以下のもの	二万三千六百円
	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	二万七千六百円
	総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの	三万千六百円
	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	三万六千六百円

総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	三万六千円
総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	四万八千円
総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの	四万六千四百円
総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	五万三千二百円
総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの	六万二千二百円
総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	七万四百円
総排気量が六リットルを超えるもの	八万八千八百円

2 電気自動車に対する前項の規定の適用については、当該電気自動車は、総排気量が一リットル以下である自動車とみなす。

3 ローターエンジンを搭載する家用の乗用車又はキャンピング車に対する第一項の規定の適用については、当該自動車の単室容積にローターの数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を当該自動車の総排気量とみなす。

4 第一項の規定の適用を受ける家用の乗用車又はキャンピング車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第一項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、附則別表第四の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれ同表の重課税率（年額）の欄に定める額とする。

5 第一項の規定の適用を受ける家用の乗用車又はキャンピング車のうち、前条第二項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車は平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車は平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車に対する自動車税の種別割の税率は、附則別表第四の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれ同表の最大軽課税率（年額）の欄に定める額とする。

6 第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車又はキャンピング車のうち、前条第三項各号に掲げるものに対する第一項の規定の適用については、当該自動車は平成三十四年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車に対する自動車税の種別割の税率は、附則別表第四の自動車の欄に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれ同表の中間軽課税率（年額）の欄に定める額とする。

附則別表第一号自家用の目を次のように改める。

自家用			
総排気量が一リットル以下のもの		六千五百円	一万二千五百円
総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの		八千円	一万五千五百円
総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの		九千円	一万八千円
総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの		一万千円	二万二千円
総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの		一万二千五百円	二万五千円
総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの		一万四千五百円	二万八千五百円
総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの		一万六千五百円	三万三千円
総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの		一万九千円	三万八千円

総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	円	二万二千	四万三千
総排気量が六リットルを超えるもの	円	二万七千	五万五千
を超えるもの	円	五百円	

附則別表第二第五号を次のように改める。

五 キャンピング車		総排気量が一リットル以下のもの		五千円	一万円
		総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの		六千五百円	一万二千五百円
		総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの		七千五百円	一万四千五百円
		総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの		九千円	一万七千五百円
		総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの		一万円	二万円
		総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの		一万千五百円	二万三千円
		総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの		一万三千五百円	二万六千五百円
		総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの		一万五千五百円	三万五千円
		総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの		一万七千五百円	三万五千円
		総排気量が六リットルを超えるもの		二万二千円	四万四千円

附則別表第三の次に次の一表を加える。

附則別表第四（附則第十一条の二第四項から第六項まで）

一 自家用の乗用車	自動車	重課税率 (年額)	最大軽課税率(年額)	中間軽課税率(年額)
			総排気量が一リットル以下のもの	総排気量が一リットル以下のもの
			七千五百円	一万五千円
			九百円	

				二 キ ャ ン ピ ン グ 車										
総排気量が一リットルを超え、 一・五リットル以下のもの	総排気量が二リットルを超え、 二・五リットル以下のもの	総排気量が三リットルを超え、 三・五リットル以下のもの	総排気量が四リットルを超え、 四・五リットル以下のもの	総排気量が五リットルを超え、 五・五リットル以下のもの	総排気量が六リットルを超え、 六・五リットル以下のもの	総排気量が七リットルを超え、 七・五リットル以下のもの	総排気量が八リットルを超え、 八・五リットル以下のもの	総排気量が九リットルを超え、 九・五リットル以下のもの	総排気量が十リットルを超え、 十・五リットル以下のもの	総排気量が十一リットルを超え、 十一・五リットル以下のもの	総排気量が十二リットルを超え、 十二・五リットル以下のもの	総排気量が十三リットルを超え、 十三・五リットル以下のもの	総排気量が十四リットルを超え、 十四・五リットル以下のもの	総排気量が十五リットルを超え、 十五・五リットル以下のもの
三万九千 六百元	三万七千 三百円	三万五千 九百元	三万三千 九百元	三万一千 九百元	二万九千 九百元	二万七千 九百元	二万五千 九百元	二万三千 九百元	二万一千 九百元	一万九千 九百元	一万七千 九百元	一万五千 九百元	一万三千 九百元	一万一千 九百元
九千円	八千円	七千円	六千円	五千円	四千円	三千円	二千円	一千円	九百円	八百円	七百円	六百円	五百円	四百円
一万七千 五百円	一万六千 円	一万五千 円	一万四千 円	一万三千 円	一万二千 円	一万一千 円	一万円	九千円	八千円	七千円	六千円	五千円	四千円	三千円

	総排気量が四リットルを超え、 四・五リットル以下のもの	円	七万三百	一万五千	三万千円
	総排気量が四・五リットルを超 え、六リットル以下のもの	円	八万九百	一万八千	三万五千
	総排気量が六リットルを超えるも の	百円	十万二千	二万二千	四万四千
		百円	五百円	五百円	五百円

備考

- 一 電気自動車に対するこの表の規定の適用については、当該電気自動車は、総排気量が一リットル以下である自動車とみなす。
- 二 ローターエンジンを搭載する家用の乗用車又はキャンピング車に対するこの表の規定の適用については、当該自動車の単室容積にローターの数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を当該自動車の総排気量とみなす。

第三条 千葉県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十一条第四項中「前各項」を「第一項から第三項まで」に、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項（第四号及び第五号を除く。）に掲げる自動車のうち、家用の乗用車及びキャンピング車については、当該自動車令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車に対する自動車税の種別割の税率は、第七十五条第一項及び第二項の規定にかかわらず、附則別表第一の自動車の欄（同項に規定する特種用途自動車にあつては、附則別表第二の自動車の欄）に掲げる自動車の区分に応じ、一台につき、それぞれこれらの表の最大軽課税率（年額）の欄に定める額とする。

附則第十一条の二第四項中「自動車の欄」を「上欄」に、「同表の重課税率（年額）の欄」を「当該下欄」に改め、同条中第五項及び第六項を削る。

附則別表第四を次のように改める。

附則別表第四（附則第十一条の二第四項）

一 家用 の乗用車		自動車	
		総排気量が一リットル以下のもの	税率（年額）
下のもの	総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの	三万三千九百円	
	総排気量が一・五リットルを超える、二リットル以下のもの	三万九千六百円	
	総排気量が一・五リットルを超える、二リットル以下のもの	四万五千四百円	

二 キ ャ ン ピ ン グ 車										
下のもの	総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの	総排気量が六リットルを超えるもの	下のもの	総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの	下のもの	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの	下のもの	総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの	下のもの	総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの
五万千七百円	三万七千七百円	十二万七千六百円	五万八千六百円	八万七千九百円	六万六千七百円	七万六千四百円	四万六千九百円	五万三千三百円	六万千二百円	七万九百円

	総排気量が六リットルを超えるもの
--	------------------

	十万二千百円
--	--------

備考

- 一 電気自動車に対するこの表の規定の適用については、当該電気自動車は、総排気量が一リットル以下である自動車とみなす。
- 二 ローターエンジンを搭載する自家用の乗用車又はキャンピング車に対するこの表の規定の適用については、当該自動車の単室容積にローターの数を乗じて得た数値に一・五を乗じて得た数値を当該自動車の総排気量とみなす。

第四条 千葉県県税条例の一部を次のように改正する。

第十六条中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。

(千葉県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第五条 千葉県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年千葉県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中千葉県県税条例第一百六条第一項の改正規定を次のように改める。
 第一百六条第一項第二号中「第二百五十二条」を「第六十条、第七十七条の十三」に改め、同項第三号中「又は第二百二十二条第一項」を削る。

第一条の二のうち、千葉県県税条例附則第十一条各号列記以外の部分の改正規定中「一般乗合用バス」に」の下に、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第一号の改正規定中「新車新規登録を」を「初回新規登録を」を「もの」を「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第三項から附則第五項まで及び附則第七項の規定 令和元年十月一日

二 第三条及び附則第六項の規定 令和三年四月一日

三 第四条の規定 令和六年一月一日

(自動車税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の千葉県県税条例附則第十一条の規定は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年分までの自動車税については、なお従前の

例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正後の千葉県県税条例(以下「新条例」という。)
第三十七条及び附則第六条の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)
以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、第一号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車税の環境性能割に関する経過措置)

4 新条例附則第十条の六第二項の規定は、第一号施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

(自動車税の種別割に関する経過措置)

5 新条例附則第十一条の規定は、第一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

6 第三条の規定による改正後の千葉県県税条例附則第十一条の規定は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

7 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)その他の法令に基づく納税証明書の交付の項の摘要第一号中「、税目」の下に「(法人の事業税及び特別法人事業税は、同一の税目に属するものとみなす。)」を加え、「及び法人の事業税」を「、法人の事業税及び特別法人事業税」に改める。

議案第五号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月五日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一消防法（昭和二十三年法律第八十六号）に基づくものの項危険物取扱者試験手数料の目中「六千五百円」を「六千六百円」に、「四千五百円」を「四千六百円」に、「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）に基づくものの項毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料の目中「二万六千円」を「二万七千円」に改め、同表採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）に基づくものの項採石業務管理者試験手数料の目中「八千円」を「八千五百円」に改め、同表火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）に基づくものの項保安責任者試験手数料の目中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づくものの項製造保安責任者試験手数料の目中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に、「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項販売主任者試験手数料の目中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千四百円」を「七千四百円」に、「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）に基づくものの項中「五千九百円」を「六千円」に、「五千二百円」を「五千三百円」に、「二千六百円」を「二千七百円」に、「二千円」を「二千五百円」に改め、同表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づくものの項液化石油ガス設備士試験手数料の目中「二万七千円」を「二万四千四百円」に、「二万二千円」を「二万九百円」に改め、同表職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づくものの項技能検定試験手数料の目中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に、「一万九百円」を「一万二千五百円」に改め、同表建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）に基づくものの項中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に、「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改め、同表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二十号）に基づくものの項特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料の目中「八千六百

円」を「八千七百円」に改め、同項特定遊興飲食店営業者法人合併承認申請手数料の目及び特定遊興飲食店営業者法人分割承認申請手数料の目中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に基づくものの項猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習手数料の目中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同項猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料の目中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同項年少射撃資格の認定のための講習手数料の目中「九千七百円」を「九千八百円」に改め、同表警備業法（昭和四十七年法律第十七号）に基づくものの項機械警備業務管理者講習手数料の目中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。

議案第六号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月五日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成二十七年千葉県条例第八号）の一部を次のように改正する。

表市川市の項中「四六八人」を「四六七人」に改め、同表館山市の項中「一一一人」を「一一二人」に改め、同表木更津市の項中「二三五人」を「二四四人」に改め、同表茂原市の項中「一六一人」を「一六四人」に改め、同表成田市の項中「二一七人」を「二二四人」に改め、同表佐倉市の項中「二二五人」を「二二七人」に改め、同表東金市の項中「一〇九人」を「一一〇人」に改め、同表習志野市の項中「二〇二人」を「二〇四人」に改め、同表勝浦市の項中「五二人」を「五一人」に改め、同表市原市の項中「三九〇人」を「三九八人」に改め、同表流山市の項中「一六三人」を「二〇三人」に改め、同表八千代市の項中「二一九人」を「二二九人」に改め、同表我孫子市の項中「一八七人」を「一八五人」に改め、同表君津市の項中「一七七人」を「一七六人」に改め、同表富津市の項中「九九人」を「一〇〇人」に改め、同表浦安市の項中「一二二人」を「一二九人」に改め、同表四街道市の項中「一三七人」を「一三八人」に改め、同表袖ヶ浦市の項中「九二人」を「九六人」に改め、同表印西市の項中「二四三人」を「二五四人」に改め、同表白井市の項中「八八人」を「九〇人」に改め、同表山武市の項中「二二一人」を「二二二人」に改め、同表いすみ市の項中「二〇六人」を「二〇七人」に改め、同表印旛郡酒々井町の項中「三二人」を「三八人」に改め、同表長生郡一宮町の項中「二七人」を「二八人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月五日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県保健師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県保健師等修学資金貸付条例（昭和三十七年千葉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「特別貸付け」の下に「、地域特別貸付け」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地域特別貸付けは、前条第一号から第四号までに掲げる者であつて、将来県内の規則で定める地域において業務に従事しようとするものに対して行うものとする。

第四条第一項の表を次のように改める。

種類	貸付対象者が在学する学校又は養成所の設置主体	貸付金額		
		特別貸付け	地域特別貸付け	一般貸付け
保健師 修学資 金	独立行政法人又は 国立大学法人	月額三万二千元	月額三万六千元	月額一万六千元
	地方公共団体又は 地方独立行政法人	月額三万六千元	月額三万六千元	月額一万六千元
助産師 修学資 金	独立行政法人又は 国立大学法人	月額三万六千元	月額三万六千元	月額一万六千元
	地方公共団体又は 地方独立行政法人	月額三万六千元	月額三万六千元	月額一万六千元
看護師 修学資 金	独立行政法人又は 国立大学法人	月額三万六千元	月額三万六千元	月額一万八千元
	地方公共団体又は 地方独立行政法人	月額三万六千元	月額三万六千元	月額一万六千元

准看護 師修学 資金	その他	月額三万六千円	月額三万六千円	月額一万八千円
	独立行政法人又は 国立大学法人	月額一万五千円	月額三万六千円	月額七千五百円
その他	地方公共団体又は 地方独立行政法人		月額三万六千円	月額七千五百円
		月額二万千円	月額三万六千円	月額一万五百円

第八条第三号中「いう。」において「、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において」を加え、同条第六号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、「訪問看護事業所等において」の下に「、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において」を加える。

第九条第三項第一号中「第一項第一号」の下に「、第二項第一号」を、「病院等において」の下に「、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において」を加え、同項第二号中「第一項第三号」の下に「、第二項第二号」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、地域特別貸付けの借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成施設を卒業した後、県内の規則で定める地域において引き続き五年間（やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く。）業務に従事したとき。ただし、やむを得ない事由がなくて、養成施設を卒業した日から一年以内に保健師等の免許を取得できなかったとき及び保健師等の免許取得後直ちに県内の規則で定める地域において業務に従事しなかつたときを除く。

二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

第十条第四号中「病院等において」の下に「、地域特別貸付けを受けた者にあつては県内の規則で定める地域において」を加え、同条第六号中「及び第三項第二号」を「、第三項第二号及び第四項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の千葉県保健師等修学資金貸付条例の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年六月五日提出

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例

千葉県水道事業給水条例（昭和三十六年千葉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一項中「第五条」を「第六条」に改める。

別表第二法第十六条の二第一項の指定を受けようとする者の項の次に次のように加える。

法第二十五条の三の二第一項の指定の更新を受けようとする者

一万円

附則

この条例は、令和元年十月一日から施行する。